特許法条約

第一条 略称

第二条 一般原則

第三条 この条約が適用される出願及び特許

第五条 出願日 第四条

安全保障のための例外

第六条 出願

第七条 代理

第八条 書類及び宛先

第九条 通知

第十条 特許の有効性及び取消し

第十一条 期間に関する救済

第十二条 相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回

復

第十三条 優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

第十四条 規則

第十五条 パリ条約との関係

第十六条 特許協力条約の改正、修正及び変更の効果

第十七条 総会

第十八条 国際事務局

第十九条 改正

第二十条 締約国となるための手続

第二十一条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第二十二条 既存の出願及び特許についてのこの条約の適用

第二十三条 留保

第二十四条 この条約の廃棄

第二十五条

この条約の言語

第二十七条 第二十六条 この条約の署名

寄託者及び登録

 \equiv

第一条 略称

この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほう

(i) 「官庁」とは、 特許を与える任務その他のこの条約の対象となる事項に関する任務を有する締約国

の当局をいう。

- (i) 「出願」とは、第三条に規定する特許を求める出願をいう。
- 一 「特許」とは、第三条に規定する特許をいう。
- (v) (iv)「書類」とは、この条約に基づく手続に関するものであるか否かを問わず、出願又は申請、 「者」というときは、特に自然人及び法人を含めていうものとする。

申立

文書、通信その他の出願若しくは特許に関する情報であって、官庁に提出されるものをいう。

(vi) 「官庁の記録」とは、官庁若しくは他の当局にされた出願又は当該官庁若しくは他の当局によって

与えられた特許であって関係締約国について効力を有するものに関する情報及びそれらを含む情報が

集積したものであって、当該官庁が保管するものをいい、当該情報が保管される媒体のいかんを問わ

ない。

- 「記録する」とは、官庁の記録に情報を含める行為をいう。
- (iii) 「出願人」とは、関係法令に従い、 特許を出願する者又は出願をし、 若しくはその手続を行う他の

者として、官庁の記録に表示されている者をいう。

(ix)

「権利者」とは、

特許権者として官庁の記録に表示されている者をいう。

- (x) 「代理人」とは、関係法令に基づく代理人をいう。
- 気 「署名」とは、書類を提出した者を特定する方法をいう。
- (xii) 「自国の官庁が認める言語」とは、 自国の官庁に対する手続であって関連するもののために当該官

庁が認めるいずれかの言語をいう。

(iii) 「翻訳文」とは、 自 国 の官庁が認める言語へ の翻訳又は適当な場合には当該官庁が認めるアルファ

ベット若しくは文字列への音訳をいう。

(xiv) 自国 「の官庁に対する手続」とは、 出願又は特許に関し、自国の官庁に対して行われる手続をい

う。

(xv)文脈により別に解釈される場合を除くほか、 単数で表現される語は複数を、 複数で表現される語は

単数を含むものとし、男性人称代名詞は、女性人称代名詞を含む。

(xvi) 所有権の保護に関するパリ条約をいう。 「パリ条約」とは、 千八百八十三年三月二十日に署名され、 その後改正され、 及び修正された工業

(xii) 規則及び実施細則であって、その後改正され、 「特許協力条約」とは、 千九百七十年六月十九日に署名された特許協力条約並びに同条約に基づく 修正され、 及び変更されたものをいう。

(wiii) 締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(xix) その政府間機関の活動に適用される法規をいう。 「関係法令」とは、締約国が国である場合にはその国の法令、 締約国が政府間機関である場合には

 $(\chi\chi)$

「批准書」は、

受諾書又は承認書を含めていうものとする。

図 「機関」とは、世界知的所有権機関をいう。

∭ 「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。

「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(xiii)

第二条 一般原則

(1) [より有利な要件]

締約国は、 第五条の規定を除くほか、この条約及びこの条約に基づく規則 (以下「規則」という。) に

定める要件よりも出願人及び権利者の立場からみてより有利な要件を定めることができる。

(2) [実体的な特許法令を規律しないこと]

この条約及び規則のいかなる規定も、 締約国が特許に関する実体的な関係法令に係る要件を定める自由

を制限するものと解してはならない。

第三条 この条約が適用される出願及び特許

(1) [出願]

(a) この条約及び規則は、 締約国の官庁に対して又は当該官庁についてする次の特許及び追加特許の国内

出願及び広域出願について適用する。

- (i) 特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願
- (ii) (i)に規定する特許又は追加特許の出願を分割した出願 (パリ条約第四条G1)又は

 ②に規定されるも

 \bigcirc

- (b) この条約及び規則は、 特許協力条約に従うことを条件として、 次の期間及び手続に関し、 特許協力条
- 約による特許及び追加特許の国際出願について適用する。

(i)

- (ii) 特許協力条約第二十三条又は第四十条の規定に基づき国際出願の処理又は審査を開始することがで

特許協力条約第二十二条及び第三十九条①の規定に従って締約国の官庁において適用される期間

きる日以後に開始される手続

(2)[特許]

この条約及び規則は、 締約国について効力を有するものとして与えられた国内特許及び広域特許並びに

国内及び広域の追加特許について適用する。

第四条 安全保障のための例外

この条約及び規則のいかなる規定も、 締約国が安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措

置をとる自由を制限するものではない。

第五条 出願 日

(1) [出願の要素]

- (a) 出 れた次の全ての要素を当該官庁が受理した日を出願日とすることを定める。 願 締約国は、 日 の設定のために、 規則に別段の定めがある場合を除くほか、 出願人の選択により書面又は当該締約国の官庁が認めるその他の方法で提出さ (2)から(8)までの規定に従うことを条件として、
- (i) 出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示

出願人を特定することができる表示又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とする表示

(iii) 明細書であると外見上認められる部分

(ii)

(b) (c) 締約 締約 国 国 は、 は、 出願 出願 日 日の設定のために、 の設定のために、 (a)iiに規定する要素として、 (a) iii に規定する要素として、 出願人を特定することができる情報 図面を認めることができる。

出 及び当該締約国 願 人を特定することができること又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とすることを証明する の官庁が出願人に連絡することを可能とする情報の双方を要求することができ、 また、

Ł のを受理することができる。

- (2)[言語]
- (a) 締約国は、 (1)(a)(i)及び(i)に規定する表示を自国の官庁が認める言語で行うよう要求することができ

る。

(b) (1) (a) (iii) に規定する部分については、 出願日の設定のために、 **,** , かなる言語でも提出することができ

る。

(3) [通知]

出 願が①及び②の規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものを満たしていな

い場合には、 当該締約国の官庁は、できる限り速やかに出願人に通知し、 規則に定める期間内に当該要件

を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(4) [事後に要件を満たす場合]

(a) て満たされていない場合には、 (1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが当初の出願におい 出願日は、

的及び6の規定に従うことを条件として、1)及び2の規定に

基づき当該締約国により適用される全ての要件が後に満たされた日とする。

(b) されなかったものとみなす旨を定めることができる。 締約国は、 (a)に規定する一又は二以上の要件が規則に定める期間内に満たされない場合には、 出願がされなかったものとみなされるときは、 出 願が 当

該締約国の官庁は、出願人にその旨を理由を示して通知する。

(5) [明細書の一部又は図面の欠落に関する通知]

から欠落していると認められる図面に当該出願が言及している場合には、 官庁は、 出願日を設定するに当たり、 明細 書の一部が出願から欠落していると認められる場合又は出願 出願人にその旨を速やかに通知

する。

(6)[欠落していた明細書の一 部又は図 面が提出された場合の出 [願日]

(a) 該 \mathcal{O} 官庁が当該明 欠落していた明細 部 又は 図 面 は、 細 書 書の一 <u>つ</u> 出願に含まれるものとし、 部若しくは図面を受理した日又は(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用さ 部又は図 面が規則に定める期間内に官庁に提出された場合には、 出願 日 は、 (b)及び(c)の規定に従うことを条件として、 当該 説明細書 当

れ

る全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。

(b) に た場合において、 おける先の出願に基づく優先権の主張を伴うときは、 欠落していた明細書の一部又は図面が出願からの欠落を訂正するために回の規定に基づいて提出され 当該出願が(1)(a)に規定する要素のうち一又は二以上のものを官庁が最初に受理した日 出願日は、 規則に定める期間内に提出された出

願 人の請求により、かつ、 規則に定める要件に従うことを条件として、①及び②の規定に基づき締約国

(c) により適用される全ての要件が満たされた日とする。 (a)の規定に基づいて提出された欠落していた明細書の一部又は図面が、 締約国が設定する期間 内に取

り下げられた場合には、 出願日は、 (1)及び(2)の規定に基づき当該締約国により適用される要件が満たさ

れた日とする。

(7) [先にされた出願の引用による明細書及び図面の代替]

(a) 自国の官庁が認める言語で出願の時に行われた先にされた出願の引用は、規則に定める要件に従うこ

とを条件として、 前者の出願に係る出願日の設定のために、 当該出願の明細書及び図面に代わるものと

する。

(b) (a)に規定する要件が満たされない場合には、 出願は、 されなかったものとみなすことができる。 出願

がされなかったものとみなされるときは、官庁は、出願人にその旨を理由を示して通知する。

(8) [例外]

この条の規定は、次のものを制限するものではない。

- (i) 定するもとの出願 パリ条約第四条G(1)又は(2)の規定に基づき、 の日付を用い、 優先権の利益があるときは当該利益を保有する出願人の権利 同条に規定する分割された出願の日付として同条に規
- (ii) 締約国が規則に定める種類の出願に対して先の出願の出願日の利益を認めるために必要な要件を適

用する自由

第六条 出願

[出願の形式又は内容]

(1)

1 か なる締約国 $\overline{\xi}$ この条約に別段の定めがある場合を除くほ か、 出 .願 の形式又は内容について、 次の

要件と異なる要件又は次の要件に追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(i) 特許協 力条約に お *(*) て国際出 願に関して規定する形式又は内容に関する要件

(ii) 特許協力条約 特許協 力条約第二十三条又は第四十条の規定に基づき国際出 の締約国 の官庁又は当該締約国のために行動する官庁が、 願の処理 特許協力条約に基づいて要求 又は審査が開始された後に、

する形式又は内容に関する要件

・ 規則に定めるその他の要件

- (2) [願書様式]
- (a) られ、 ができる。 る願書様式によって提出されることを要求することができる。 締約国は、 又 は (1) (iii) 特許協力条約に基づく国際出願 の規定に従って規則に定めるその他の内容を当該願書様式に含めることを要求すること の願 書の内容に合致する出願の内容が、 締約国は、 更に、 (1)前の規定により認め 当該締 約国が定め
- (b) により回に規定する内容を提出することを認める。 締約国は、 (a)の規定にかかわらず、 第八条(1)の規定に従うことを条件として、 規則に定める願書様式
- (3) [翻訳文]

できる。 1 ての他の自 締 約国は、 締約国は、 自国の官庁が認める言語によらない出願のいかなる部分についても翻訳文を要求することが 国の官庁が認める言語による翻訳文を要求することができる。 更に、 規則に定めるところにより、 自国の官庁が認める言語でされた出願の部分につ

(4) [料金]

締約国は、 出願に関し、 料金を支払うよう要求することができる。 締約国は、 出願の手数料の支払に関

する特許協力条約の規定を適用することができる。

(5) [優先権書類]

が自国の官庁が認める言語によらないときはその翻訳文を、 締約国は、 先の出願に基づく優先権が主張されている場合には、 規則に定める要件に従って提出するよう要求 当該先の出願の写し及び当該先の出願

することができる。

(6) [証拠]

締 約国 は、 出願 の処理の過程において、①若しくは②に規定する事項若しくは優先権の申立てに関する

る。 ただし、 当該事項の真実性又は当該翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る。

事項又は③若しくは⑤に規定する翻訳文に関する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができ

(7)[通知]

(1)から⑥までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていな

1 場合には、 当該締約国の官庁は、 出願人に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意

見を述べる機会を与える。

(8) [要件を満たしていない場合]

自国

の法令に定める制裁を適用することができる。

- (a) 期間内に満たされていない場合には、 ①から⑥までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める 当該締約国は、 (þ) 前条及び第十条の規定に従うことを条件とし
- (b) とができない。 内に満たされていない場合には、優先権の主張は、 (1) ものとみなすことができる。 ⑤又は⑥の規定に基づき締約国により適用される優先権の主張に関する要件が規則に定める期間 他の制裁は、 前条7分の規定が適用される場合を除くほか、 第十三条の規定に従うことを条件として、存在しな 適用するこ

第七条 代理

- (1) [代理人]
- (a) 締約国は、 自国の官庁に対する手続のために選任される代理人について、次のことを要求することが

できる。

(i) 関係法令に基づき、 出願及び特許に関して当該官庁に対し業として手続をとる権能を有すること。

- (ii) 当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること。
- (b) 適用される要件を満たす代理人による又は当該代理人に対する行為は、 権利者その他の関係する者による又はこれらの者に対する行為としての効果を有する。 (c)の規定に従うことを条件として、 自国 の官庁に対する手続に関し、 当該代理人を選任した出 (a)の規定に基づき締約国により 願
- (c) 願 人、 締約国は、 権利者その他 宣誓若しくは申立て又は委任状の撤回について、代理人の署名が当該代理人を選任した出 の関係する者の署名としての効果を有さない旨を定めることができる。
- (2) [代理の義務付け]
- (a) ために当該官庁に対して自ら行動する場合を除く。 よう要求することができる。 締約 国 は 自国 の官庁に対する手続のために出願 ただし、 出願 の譲受人、 人、 出願人、 権利者その他の関係する者が代理人を選任する 権利者その他の関係する者が次の手続の
- (i) 出願日の設定のために出願をすること。
- (ii) 料金の単なる支払
- ・ 規則に定めるその他の手続

- (iv)(i)から ভ)までに規定する手続に関する当該官庁による受領証の交付又は通知
- (b) 1 かなる者も、 特許の存続のための料金を支払うことができる。
- (3) [代理人の選任]

締約国 は 規則に定める方法で自国の官庁に提出された代理人の選任を認める。

(4) [その他の要件の禁止]

1 かなる締約国も、 この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、 (1)から(3)までに規定する事

項に関し、 (1)から(3)までに定める要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

- (5) [通知]
- ①から③までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていな

い場合には、 当該締約国の官庁は、 出願の譲受人、 出願人、権利者その他の関係する者に通知し、 規則に

定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

- (6) [要件を満たしていない場合]
- ①から③までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期

間内に満たされていない場合には、 当該締約国は、 自国の法令に定める制裁を適用することができる。

第八条 書類及び宛先

(1) [書類の送付の形式及び手段]

(a) 第五条①の規定に基づく出願日の設定を除くほか、 第六条(1)の規定に従うことを条件として、 規則に

お いては、 (b)から(d)までの規定に従い、 書類の送付の形式及び手段に関して締約国が適用することがで

きる要件を定める。

- (b) いかなる締約国 ŧ 紙以外による書類の提出を受理する義務を負わな
- (c) \ \ か なる締約国 ŧ 紙による書類の提出を排除する義務を負わない。
- (d) 締約 国 は、 期間を遵守するための紙による書類の提出を認める。

(2) [書類の言語]

締約国は、 この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、 書類を自国の官庁が認める言語によ

るものとすることを要求することができる。

(3) [モデル国際様式]

るモデル国際 締 約国 は、 (1) (a) 様式が規則に従って定められる場合には、 の規定にかかわらず、 (1)的及び第六条(2)的の規定に従うことを条件として、 当該モデル国際様式に合致する様式による当該書 書類に関す

(4) [書類の署名]

類の内

容

の提

出を認め

める。

- (a) 締 約 玉 は、 書 類 に関し署名を要求する場合には、 規則に定める要件を満たすいかなる署名も認める。
- (b) 出された署名についての真正の証明その他 1 かなる締約国 ŧ 準 司法的な手続に関する場合又は規則に定める場合を除くほか、 の証明を要求することができない。 自国の官庁に提
- (c) る場合に限り、 締約国は、 bの規定に従うことを条件として、 証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。 自国の官庁が署名の真正について合理的な疑義を有す
- (5) [書類において表示する事項]

締約国 は、 規則に定める一又は二以上 の事項を書類において表示するよう要求することができる。

⑥ [通信のための宛先、法的業務のための宛先その他の宛先]

締約国 は、 規則に定める規定に従い、 出願人、 権利者その他の関係する者が、 次の宛先を書類に お いて

表示するよう要求することができる。

- (i) 通信 のための宛先
- (ii) 法的業務のための宛先
- (iii) 規則に定めるその他の宛先
- (7) [通知]
- める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。 たされていない場合には、 (1) から⑥までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが書類について満 当該締約国の官庁は、 出願人、 権利者その他の関係する者に通知し、 規則に定
- (8)(1)[要件を満たしていない場合] から⑥までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期

間内に満たされていない場合には、 当該締約国は、 第五条及び第十条の規定並びに規則に定める例外に従

うことを条件として、 自国の法令に定める制裁を適用することができる。

第九条 通知

(1) [十分な通知]

するこの条約又は規則の規定を満たしているものは、この条約及び規則の適用上、 めに規則に定めるその他の宛先に官庁が送付するこの条約又は規則に基づく通知であって、 前 条 (6) の規定により表示される通信のための宛先若しくは法的業務のための宛先又はこの条の規定のた 十分な通知とする。 当該通知に関

② [連絡することを可能とする表示が提出されなかった場合]

に通知を送付することを義務付けるものではない。 表示が締約国の官庁に提出されなかった場合には、 この条約及び規則のいかなる規定も、 出願人、 権利者その他の関係する者に連絡することを可能とする 当該締約国が当該出願人、権利者その他の関係する者

(3) [通知しなかった場合]

その他の関係する者が当該要件を遵守する義務を免除するものではない。 く要件を満たしていないことを通知しなかった場合においても、 次条①の規定を前提として、 官庁が出願人、 権利者その他の関係する者に対しこの条約又は規則に基づ 通知のないことは、当該出願人、 権利者

特許の有効性及び取消し

第十条

(1) [形式的な要件の一部を満たしていないことによる影響を受けない特許の有効性]

以 上 \ \ \ 第六条(1)、 ただし、 のものを満たしていないことは、 ②、4及び5並びに第八条1から4までに定める出願に関する形式的な要件のうち一又は二 当該形式的な要件を満たしていないことが不正な意図によって生じたときは、この限りでな 特許の全部又は一部の取消し又は無効の根拠とすることができな

(2)取 り消そうとし、 又は無効にしようとする場合において意見を述べ、 補正し、 又は訂正するための機

会

\ \ \

となく、その全部又は一部を取り消し、 述べる機会並びに関係法令に基づいて認められる場合には補正し、 特許に関しては、 取り消そうとし、 又は無効にしようとすることについて、 又は無効にすることができない。 及び訂正する機会を権利者に与えるこ 合理的な期間内に、 意見を

(3) [特別の手続に関する義務を負わないこと]

(1)及び(2)の規定は、 一般的な法の執行のための司法手続とは別の特許権に関する執行のための司法手続

を設ける義務を生じさせるものではない。

第十一 条 期間に関する救済

(1) [期間 [の延長]

約国 は 出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間 を規則

に定める期間延長する旨を定めることができる。 ただし、 その旨の申請が規則に定める要件に従って当該

当該官庁が設定する期間 の満了前

官庁にされ、

かつ、

当該締約国

の選択により、

その申請が次の

いず

ħ か

の時に提出される場合に限る。

(i)

(2)[処理の継 続

(ii)

当該官庁が設定する期間の満了後、

かつ、規則に定める当該申請の期間内

締 約国は、 出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を出願

いときは、 人又は権利者が遵守しなかった場合において、当該締約国が⑴⑴ 次のことを条件として、当該出願又は特許に係る処理を継続する旨及び必要なときは当該 の規定に基づく期間の延長を定めてい 出願

な

又は特許に係る出願人又は権利者の権利を回復する旨を定める。

(i) その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

- (ii) 規則に定める期間内に、①に規定する申請が提出され、かつ、 当該自国の官庁に対する手続上の行
- 為のための期間が適用された全ての要件が満たされること。

(3)

[例外]

- 1 かなる締約国も、 規則に定める例外に関し、①又は②に規定する救済について定めることを要求され
- (5)締約国は、 「その他 の要件の禁止] (1)又は(2)の規定に基づく申請に関し、 料金を支払うよう要求することができる。

(4)

[料金]

ない。

- かなる締約国も、 この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、 (1)又は(2)に規定する救済に
- (6)関し、 [却下しようとする場合において意見を述べる機会] ①から④までに規定する要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- る機会を出願人又は権利者に与えることなく、却下することができない。 (1)又は(2)の規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べ

第十二条 相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復

(1) [申請]

こしたときは、 おいて、 約国は、 当該期間を遵守しなかったことがその直接の結果として出願又は特許に係る権利の喪失を引き起 自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人又は権利者が遵守しなかった場合に 次のことを条件として、当該官庁が当該出願又は特許に係る当該出願人又は権利者の権利

(i) その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。 を回復する旨を定める。

- (ii) 為のための期間が適用された全ての要件が満たされること。 規則に定める期間内に、①に規定する申請が提出され、かつ、当該自国の官庁に対する手続上の行
- (iii) (i)に規定する申請において当該期間を遵守しなかった理由を明示すること。
- (iv) たものであること又は、当該締約国の選択により、 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかっ その遅滞が故意でなかったことを、当該官庁が認

めること。

(2) [例外]

1 かなる締約国も、 規則に定める例外に関し、①に規定する権利の回復について定めることを要求され

ない。

(3) [料金]

締約国は、 (1)の規定に基づく申請に関し、 料金を支払うよう要求することができる。

(4) [証拠]

締約国は、 自国の官庁が設定する期間内に当該

官庁に提出するよう要求することができる。

(5) [却下しようとする場合において意見を述べる機会]

①の規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会

を申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下することができない。

第十三条 優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

(1) [優先権の主張の訂正又は追加]

締 約国は、 規則に別段の定めがある場合を除くほか、次のことを条件として、 出願 (鉱において 「後の

出願」 という。)に関する優先権の主張を訂正し、又は追加する旨を定める。

- (i) その旨の申請が規則に定める要件に従って自国の官庁にされること。
- ii 規則に定める期間内にi)に規定する申請が提出されること。
- (iii) 後の出る 願の出願日が、 優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの出願日から算出される優

先期間が満了する日以前であること。

(2) [後の出願を遅れてすること]

締約国は、 第十五条の規定を考慮して、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴う

ことが可能であった出願 (wにおいて「後の出願」という。) の出願日が、その優先期間の満了の日 の後

であるが、規則に定める期間内である場合には、次のことを条件として、自国の官庁が優先権を回復する

旨を定める。

- (i) その旨 「 の 申 請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。
- ii 規則に定める期間内にi)に規定する申請が提出されること。

- (iii) ①に規定する申請に当該優先期間を遵守しなかった理由を明示すること。
- (iv) ができなかったこと又は、当該締約国の選択により、 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願をすること それが故意でなかったことを、 当該官庁が認め
- (3) [先の出願の写しが提出されない場合]

締 約国は、 第六条5の規定に基づき要求される先の出願の写しが、 同条の規定に従って規則に定める期

間内に自国 の官庁に提出されなかった場合には、 次のことを条件として、 当該官庁が優先権を回復する旨

を定める。

- (i) その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。
- (ii) 第六条5の規定に従い規則に定める先の出願の写しを提出するための期間内に()に規定する申請が

提出されること。

(iii) れていることを、 提供されるべき写しを求める請求が当該先の出願がされた官庁に対し規則に定める期間内に提出さ 当該締約国の官庁が認めること。

- iv 規則に定める期間内に当該先の出願の写しが提出されること。
- (4) | 料金]

締約国は、 (1)から(3)までの規定に基づく申請に関し、 料金を支払うよう要求することができる。

(5) [証拠]

締約国は、 ②

・
に規定する理由を裏付ける宣言書その他の証拠を、 自国の官庁が設定する期間内に当該

官庁に提出するよう要求することができる。

- (6) [却下しようとする場合において意見を述べる機会]
- ①から③までの規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を

述べる機会を申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下することができない。

第十四条 規則

- (1) [内容]
- (a) この条約に附属する規則には、 次の事項に関する規定を設ける。
- (i) この条約が明示的に「規則に定める」と規定する事項

- 立の条約の規定を実施するために有用な細目
- 一 事務的な要件、事項又は手続
- (b) 規則には、 次の申請に関して締約国が適用することを認められる形式的な要件に関する規定を設け

る。

- (i) 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請
- 実施権又は担保権を記録するための申請
- w 誤りの訂正のための申請
- (c) 規則には、 総会が、 国際事務局の支援を得て、 モデル国際様式及び第六条200に規定する願書様式を

作成することに関する規定を設ける。

(2) [規則の修正]

規則の修正は、 (3)の規定が適用される場合を除くほか、 投じられた票の四分の三以上の多数による議決

で行う。

- (3) [全会一致が要件とされる場合]
- (a) 規則は、 全会一致の場合に限って修正することができる規則の規定を特定することができる。
- (b) (a)の規定に基づき規則において特定されている規定について規定の追加又は削除を生じさせる規則の

修正は、全会一致を必要とする。

(c) 全会一 致の要件が満たされるか否かを決定するに当たっては、 実際に投じられた票のみを考慮する。

棄権は、投票とみなさない。

(4) [この条約と規則との抵触]

この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第十五条 パリ条約との関係

(1) [パリ条約を遵守する義務]

各締約国は、 パリ条約の規定であって特許に関するものを遵守する。

- ② 「パリ条約に基づく義務及び権利」
- (a) この条約のいかなる規定も、 締約国が相互に負うパリ条約に基づく義務を免れさせるものではない。

(b) この条約のいかなる規定も、パリ条約に基づく出願人及び権利者の権利を害するものではない。

修正及び変更の効果

(1) [特許協力条約の改正、修正及び変更の適用]

特許協力条約の改正、

の条約の規定と両立するものは、それぞれについて総会が投じられた票の四分の三以上の多数による議決 ②の規定を前提として、二千年六月二日以後に行われた特許協力条約の改正、 修正又は変更であってこ

で決定する場合には、この条約及び規則について適用する。

(2) [特許協力条約の経過規定の不適用]

について当該規定が適用されない旨を定める特許協力条約の規定は、 庁若しくは当該締約 特許協力条約の改正され、 国 のために行動する官庁により適用される法令と両立しない間は当該締約国又は官庁 修正され、 又は変更された規定が特許協力条約の締約国又は当該締約 この条約及び規則については、 国 適用 の官

しない。

第十七条

総会

(1) [構成]

- (a) 締約国は、その総会を設置する。
- (b) 門家の補佐を受けることができる。各代表は、 各締約国は、 総会において一人の代表によって代表されるものとし、 一の締約国のみを代表することができる。 代表は、 代表代理、 顧問及び専

(2) [任務]

総会は、次のことを行う。

- (i) この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱うこと。
- (ii) 国際事務局の支援を得て、第十四条①ⓒに規定するモデル国際様式及び願書様式を作成すること。
- Ⅲ 規則を修正すること。

すること。

- (iv)前に規定するモデル国際様式及び願書様式並びに前に規定する修正の適用の日に関する条件を決定
- (v) 前条(1)の規定に従い、 特許協力条約の改正、 修正又は変更をこの条約及び規則について適用するか
- (i) この条約上適切と認める他の任務を遂行すること。

否かを決定すること。

- (3) [定足数]
- (a) 総会については、国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(b) 期間 通報し、 る。 が国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができ 力を生ずる。 たすこととなり、 総会は、 ただし、その決定は、 の満了の時に、 その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。 (a)の規定にかかわらず、 すなわち、 かつ、 賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が当該会合の定足数の不足を満 国際事務局は、 必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、 総会の手続に関する決定を除くほか、以下の条件が満たされた場合にのみ効 いずれの会合においても、代表を出した国である総会の構成国の数 代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、 当該決定は、 その決定を 効力を生ず 当該

(4) [総会における決定]

る。

- (a) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。
- (b) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、 問題となっている事項は、 投票によっ

て決定する。この場合には、次のとおり投票する。

- (i) 国である締約国は、 それぞれ一の票を有し、 自国 一の名に お いてのみ投票する。
- (ii) らに、 府間機関が 該構 に等 票に参加してはならない。 国である政府間機関の構成国であり、 政府間 成国 当該政府間機関は、 1 \mathcal{O} 数の票により、 機関である締約国は、 いずれ 自らの投票権を行使する場合には、 かが自国の投票権を行使する場合には、 当該構成国に代わって投票に参加することができる。 当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものが 当該政府間機関 かつ、 当該他の政府間機関が投票に参加する場合には、 当該構成国 の構成国であってこの条約の締約 投票に参加してはならない。 のいずれも投票に参加してはならない。 当該 国であるもの 政 府 また、 間 機関 他の締約 は、 当該 当該投 0) 総数 さ 政 当
- (5) [多数による議決]
- (a) じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。 総会の決定は、 第十四条(2)及び(3)、 前条(1)並びに第十九条(3)の規定が適用される場合を除くほか、 投
- (b) 必要とされる多数が得られたか否かの決定に当たっては、 実際に投じられた票のみを考慮する。 棄権

は、投票とみなさない。

(6) [会合]

総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合する。

(7) [手続規則]

総会は、 臨時会合の招集に関する規則を含む総会の手続規則を定める。

第十八条 国際事務局

(1) [管理業務]

(a) 国際事務局は、この条約に関する管理業務を行う。

(b) 国際事務局は、 特に、 会合の準備を行い、 並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部

会の事務局の職務を行う。

(2) [総会以外の会合]

事務局長は、総会が設置する委員会及び作業部会を招集する。

③ [総会及び他の会合における国際事務局の役割]

- (a) 事務局長及び事務局長の指名する者は、 総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合
- (b) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、 当然に、 総会並びに

 (a)に規定する委員会及び作業部

に投票権なしで参加する。

会における事務局の長としての職務を行う。

(4) [会議]

(a) 国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、 (a)に規定する準備に関し、 機関の加盟国、 政府間機関並びに国際的な及び国内の非政

府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、 改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(5) [他の任務]

国際事務局は、 この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第十九条 改正

(1) [この条約の改正]

この条約は、 (2)の規定に従い、 締約国の会議によって改正することができる。 改正会議の招集は、 総会

が決定する。

(2) [この条約の特定の規定の改正又は修正]

第十七条22及び60の規定は、 改正会議により又は③の規定に従って総会により修正することができる。

③ [この条約の特定の規定の総会による修正]

(a) 第十七条(2)及び(6) の規定の総会による修正 の提案は、 締約国又は事務局長が行うことができる。

提案は、 総会による審議の遅くとも六箇月前までに、 事務局長が締約国に送付する。

(b) (a)に規定する規定 の修正 の採択は、 投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。

(c) (a)に規定する規定の修正 は、 その修正を総会が採択した時に総会の構成国であっ た締約| 国 \mathcal{O} 兀 一分の三

カ ら、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した

後 一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された修正は、 当該修正が効力を生ずる時における全て

 \mathcal{O} 締約国を拘束し、 並びにその後に締約国となる国及び政府間機関を拘束する。

第二十条 締約国となるための手続

(1) 国

パ リ条約 の締約国又は機関 の加盟国であり、 カ つ、 自国 の官庁を通じて又は他の国若しくは政府間 機関

の官庁を通じて特許を与えることができる国は、 この条約の締約国となることができる。

(2) [政府間機関]

の加盟国であ

り、

かつ、

1 ずれ の政府間機関も、 当該政府間機関の構成国のうち少なくとも一の国がパリ条約の締約国又は機関

当該政府間機関がこの条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受け

ている旨及び次のいずれかのことを宣言する場合には、この条約の締約国となることができる。

(i) その構成国について効力を有する特許を与える権限を有していること。

(ii) この条約が対象とする事項に関し権限を有し、及びその全ての構成国を拘束する自らの法制を有す

ること並びに当該法制に従い、その領域内において効力を有する特許の付与を担当する一の広域官庁

を有し、又はその担当を一の広域官庁に委ねていること。

その宣言は、 (3)の規定に従い、 批准書又は加入書を寄託する時に行う。

(3) [広域特許機関]

において②①又は⑪に規定する宣言を行っており、この条約の締結につきその内部手続に従って正当に委 欧州特許機構、 ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関は、 この条約を採択した外交会議

約国となる資格を有するものとする。

任を受けている旨の宣言を批准書又は加入書の寄託の時に行う場合には、

政府間機関としてこの条約の締

(4) [批准又は加入]

(1) から(3)までの規定に定める要件を満たす国又は政府間機関は、 次のものを寄託することができる。

- (i) この条約に署名している場合には、批准書
- (i) この条約に署名していない場合には、加入書

第二十一条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

(1) [この条約の効力発生]

この条約は、 十の国が批准書又は加入書を事務局長に寄託した後三箇月で効力を生ずる。

(2) [批准及び加入の効力発生の日]

この条約は、次に掲げる日から締約国を拘束する。

- (i) (1)に規定する十の国については、 この 条約が効力を生じた日
- (ii) 三箇 (i)に規定する国以外の国については、 月 の期間 が満 了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、 当該国が事務局長に批准書若しくは加入書を寄託 かつ、 した その寄 日 の後

託 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 後六箇 月以内 0 \exists

(iii) 期間 の 日 後六箇月以内の日、この条約の効力発生以前に当該文書が寄託された場合には、この条約の効力発生 この条約 欧州 が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、 の後三箇月の期間が満了した日 特 許機 の効力発生の後にその批准書又は加入書が寄託された場合には、 構 ユ] ラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関については、 その寄託の かつ、その寄託 日 (1) \mathcal{O} の規定による 後三箇 \mathcal{O} 日 月の

 \mathcal{O}

(iv)よりも遅い しくは加入書を寄託 その他 の政府間機関であってこの条約 日で、 か つ、 した日 その寄る の後三箇月の 託 0 日 \mathcal{O} 後六箇 期間 の締約国となる資格を有するものについては、 が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれ | 月以 内 \mathcal{O} 日 その批 | 准書岩

第二十二条 既存の出願及び特許についてのこの条約 の適用

(1) [原則]

を条件として、前条の規定に基づきこの条約が自国を拘束する日において係属中の出願及び効力を有する 締約国は、 第五条の規定、第六条①及び②の規定並びに関連する規則を除くほか、②の規定に従うこと

(2)[手続]

特許についてこの条約及び規則を適用する。

1 かなる締約国も、 (1)に規定する出願及び特許に関して行う手続が前条の規定に基づきこの条約が自国 当該手続についてこの条約及び規則を適用する義務を負わな

\ <u>`</u>

を拘束する日の前

に開始された場合には、

第二十三条 留保

(1) [留保]

いずれの国又は政府間機関も、 留保を付することにより、第六条①の規定を特許協力条約に基づき国際

出願に適用される発明の単一性に関する要件について適用しない旨を宣言することができる。

(2)[方法]

(1)の規定に基づく留保については、 留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う

宣言において付する。

(3) [撤回]

①の規定に基づく留保については、 いつでも撤回することができる。

(4) [その他の留保の禁止]

留保は、 ①の規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められ

ない。

第二十四条 この条約の廃棄

(1) [通告]

いずれの締約国も、 事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2) [効力発生の日]

廃棄は、 事務局長が①に規定する通告を受領した日から一年で、又は当該通告において明示されたそれ

よりも遅い日に、 効力を生ずる。 廃棄は、 これを行った締約国に関し、 当該廃棄が効力を生ずる時に係属

中の出願又は効力を有する特許についてのこの条約の適用に影響を及ぼさない。

第二十五条 この条約の言語

(1) [正文]

この条約に関しては、ひとしく正文である英語、 アラビア語、 中国語、フランス語、 ロシア語及びスペ

イン語のみによる原本一通について署名する。

(2) [公定訳文]

事務局長は、 関係国と協議の上、 (1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。 この (2)の規

定の適用上、 関係国とは、 この条約の締約国である国又は第二十条①の規定に基づきこの条約 の締約 国 と

なる資格を有する国であって当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧 州 特許

機構、 ユーラシア特許機構、 アフリカ広域工業所有権機関及びこの条約の締約国である他の 政 府 間 機 関又

はこの条約 の締約国 になる資格を有する他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一と

するものをいう。

(3) [正文の優先性]

正文と公定訳文との間に解釈について意見の相違がある場合には、 正文が優先する。

第二十六条 この条約の署名

この条約は、その採択の後一年間、 機関の本部において、第二十条①の規定に基づきこの条約の締約国と

なる資格を有する国並びに欧州特許機構、 ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関による署名

のために開放しておく。

第二十七条 寄託者及び登録

(1) [寄託者]

この条約の寄託者は、事務局長とする。

(2) [登録]

事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。